

## 令和元年度 第1回豊川市空家等対策協議会議事録

### ① 日時

令和元年8月23日（金）

午前10時00分～午前11時20分

### ② 会場

豊川市役所 本34会議室

### ③ 議事

#### 1 開会

（事務局：建築課課長補佐）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより「令和元年度第1回豊川市空家等対策協議会」を開催いたします。私は事務局の建築課鈴木でございます。よろしく願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市空家等対策協議会条例第7条第2項の規定により、本協議会は成立することを申し上げます。

それではここで、協議会委員の変更について報告させていただきます。前回までご参加していただいております豊川市シルバー人材センターの事務局長でありました竹本和男様が今年の3月末で退職されたため、残任期間を現事務局長である伊藤充宏様に委嘱し、協議会につきましては今回からご参加いただくこととなりました。

ここで、伊藤様に一言ご挨拶をいただきたいと思います。伊藤様お願いいたします。

（伊藤委員）

皆さんこんにちは。シルバー人材センターの事務局長を本年度4月から拝命しております伊藤です。シルバーと市とで協定を結びまして、空き家の関係事業も少しやらせていただいております。昨年度は84件依頼がありまして、主に外の環境整

備である草取り、剪定が殆どで建物の中の管理はまだ実績がありません。今回から参加させていただきますので、よろしくお願いします。

**(事務局：建築課課長補佐)**

ありがとうございました。それから、事務局につきましても、今年度から市の機構改革により空き家対策の所管部長が、鈴木都市対策監から柴谷建設部長に変更となりました。

**(柴谷建設部長)**

よろしくお願いいたします。

**(事務局：建築課課長補佐)**

また、建築課の人事異動により空き家対策の担当主幹が近藤主幹から杉原主幹に代わりましたのでご報告させていただきます。

**(事務局：建築課主幹)**

よろしくお願いいたします。

**(事務局：建築課課長補佐)**

なお、本日は市長の代理として、田中副市長が出席しておりますが、副市長もこの後、他の公務のため途中退席させていただきますことを事前にお知らせさせていただきます。副市長が退席した後は、柴谷建設部長が議事に参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。

この協議会は「豊川市空家等対策協議会運営要領」第3条に基づいた公開された会議でありますので、傍聴される方もお見えになることをご了承ください。

傍聴人の皆様には、お配りしております「傍聴にあたっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認をしたいと思います。

**【資料確認】**

不足がありましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

## 2 副市長あいさつ

(事務局：建築課課長補佐)

それでは、本日の次第に従い、進めさせていただきます。ここで、田中副市長よりご挨拶申し上げます。

(田中副市長)

皆様、おはようございます。副市長の田中でございます。本日は、大変お忙しい中、また大変蒸し暑い中「令和元年度第1回豊川市空家等対策協議会」にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

日頃より、本市の行政に対しまして、格別なご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

さて、本市の空き家対策につきましては、平成29年度に対策計画が策定されて以降、計画の実践として様々な事業を行っております。計画策定においても、事業の実施につきましても協議会委員の皆様からの貴重なご意見をいただき、空き家対策を進めることができました。誠にありがとうございました。おかげをもちまして、解体費補助では予想を超える多くの方に利用いただき、使われていなかった資産が建て替えや譲渡により再生されております。また苦情が寄せられるような空き家も対応を継続することで少しずつではございますが解消がされております。

このように着実に歩みは進めておりますが、取り組むべき課題はまだございます。この後、事務局から本日の議題について説明させていただきますが、皆様におかれましては、活発なご審議をいただきますとともに、今後とも本市の空き家対策の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

(事務局：建築課課長補佐)

ありがとうございました。

先程お伝えさせていただきましたとおり、ここで田中副市長は退席いたします。

ここからは田中副市長に代わりまして、柴谷建設部長が会議に出席させていただきます。

【部長は席を移動】

### 3 会長あいさつ、4 議題

(事務局：建築課課長補佐)

それでは、本日の次第に従い、進めさせていただきます。まず始めに、駒木会長よりご挨拶いただき、その後、議事の進行をよろしく願いいたします。

(会長)

おはようございます。本日は皆様お忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

令和元年度第1回ということで、また皆さんと一緒に空き家対策に向けてご意見いただければと思います。また、今年度は議題にもありますが、条例の制定に向けて皆様からご意見等いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私事ですが先週実家に帰りまして、実家は四国で、生まれたところは高知県の佐川町というところの築100年を越える家で、叔父が手入れをしてくれていますが叔父は70歳を超えていますので、あと10年20年でどうしようかなと。もしかしたら空き家になってしまうということも思いながらしていますので、また皆さんにもいろいろ教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ここからは座って失礼します。

#### (1) 平成30年度第2回豊川市空家等対策協議会での主な意見等について

(会長)

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思っております。議題(1)平成30年度第2回豊川市空家等対策協議会における主な意見等について、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局：建築課主幹)**

それでは、議題（１）平成３０年度第２回豊川市空家等対策協議会における主な意見等についてご説明いたします。よろしくお願ひいたします。資料１をご覧ください。

こちらは、今年の２月１３日に開催しました平成３０年度第２回協議会において、委員の皆様からいただいたご意見やご質問に対するの回答などを議題ごとに示してあります。

時間の都合もございますので、議題ごとに一つの項目について説明させていただきます。その他の項目につきましては、資料をご覧くださいと思います。

それではまず１ページ目でございますが、（１）空家等対策計画の進捗管理につきましては、５つ目の項目、老朽空家等解体費補助金の今年度の申請状況ですが、今年６月末現在で約４０件の申請があり、この時点で昨年度を上回っております。本年度の当初予算額は昨年度と同様の１５件分でありましたので、既に件数は越えております。そこで本年度の受付が終了する１２月分までの見込み件数を概算し、不足額を９月の補正予算に要求しまして、要求額どおりの内示をいただいております。

今後の申請件数の推移につきましては、消費税の増税や台風などの影響により増加すると思われます。現在のところ、月に数件程度は、補助金の問合せなどがあるものの、特に目立った増加の兆候はありません。

１枚おめくりいただいて、２ページをご覧ください。（２）の次年度の取組予定につきましては、最初の項目でございます、牛久保の防災まちづくり協議会の委員さんからのご意見で、適切に管理されていない空き家の所有者に対する市からの文書を市と防災まちづくり協議会の委員との連名での通知を検討して欲しいというものです。「牛久保安心・安全なまちづくり協議会」は本市の密集市街地整備事業を所管する都市計画課と連携をしており、建築課としては、この協議会や役員会に老朽空家等解体費補助金や地域空家等対策モデル事業補助金の案内などをさせて

いただくために何度か出席をさせていただいております。いただきましたご意見につきましても、協議会の役員の方と相談をさせていただき、実現に向けた調整をしたいと考えております。

続きまして、3ページの(3)特定空家の認定基準につきましては、下から二つ目の協議会における特定空家等の認定に関する事務については、委員の皆様には、案件に対するご助言などをいただき、これに基づき最終的な認定につきましては市が行うこととしております。

最後に、4ページの(4)空き家対策セミナー・個別相談会につきましては、実績報告を兼ねて説明させていただきますので、資料2をご覧ください。

空き家対策セミナー・個別相談会は今年の2月16日(土)に開催いたしました。セミナーへの参加者は、60名で、うち10名ほどが行政関係者でした。アンケートは40名の方にご協力いただきました。アンケートの回答の内訳といたしまして、回答者の年齢は50代、60代、そして70代以上の方がほぼ同数で全体の7割以上を占め、残りは30～40代の方でした。

居住地につきましては、半数以上が市内の方でしたが、市外からお越しいただいた方も15名いらっしゃいました。また、回答者本人が所有者であるという方が半数で、所有者の配偶者や子など親族の方や、中にはご自身が将来空き家の所有者になる可能性があるとの回答もございました。また、今後実施するセミナーの内容についての希望としては、空き家の利活用、管理、相続に関することが多数となっております。セミナーの感想につきましては、様々なご意見や要望などをいただいておりますので、今後の参考にさせて頂きたいと考えております。内容につきましては資料をご確認いただければと思います。

裏面に移りまして、個別相談会におきましては、14件の相談に対し、専門家団体の協議会委員の皆様と宅建協会東三河支部様からの応援を含めた9名の相談員で対応していただき、誠にありがとうございました。相談内容につきましては、半数以上が賃貸や売却希望で、他には解体や利活用、名義変更に関するものがありま

した。相談時間は1件あたり30分としておりましたが、中には時間をオーバーしてしまう相談もありました。

今回のセミナー・相談会は初開催ということもあり、手探りをしながら実施した部分もありましたが、今回分かった課題などを次回の開催に役立ててまいりたいと考えております。

議題（1）については、以上です。

**（会長）**

それでは、ただいま事務局から議題（1）平成30年度第2回豊川市空家等対策協議会における主な意見等について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

**（山口洋委員）**

（3）の特定空家の認定基準について二番目のところの「通知だけでは無視されてしまうこともある」ということで、ではどのように実施するかということですか。

私も実感しましたのが、私の家も築40年以上ということで、先日建築課の職員の方が町内の区長さんと一緒に来られて、耐震調査の勧めについての訪問をしてくださって、役所からの郵便通知ではなくて、町内の方と一緒に訪問されたということで随分耐震への意識が強くなった気がします。空き家所有者の方も、町民と対話とか接することで、問題意識が強まるのではないかと実感しております。

**（会長）**

ありがとうございます。事務局から何かありますか？

**（事務局：建築課課長補佐）**

山口委員のお話の内容につきましては、私どもの建築課の中の別の係である建築指導係が地震対策事業として無料の耐震診断を実施していただこうとローラー作戦ということで回らせていただいています。空き家対策につきましてもそういった取り組みが今後必要になってくるかと思えます。山口委員が思われたように、非常に効果的であるということですので、そのような取り組みも今後検討していければ

と思います。

**(会長)**

そういったところで、空き家や家に対する意識が高まればと思います。

**(井上委員)**

今のご意見に関してですが、ローラー作戦は建築士会の中にある耐震部会が担っておりまして、空き家事業もまだ協定に関しては今日の議題にも上がっているのですが、今後は協定という事もあるかと思います。現在建築士会としましても、愛知の本会、豊川支部とも、空き家事業を正式な事業として会として取り組むということは決めております。その中で耐震の要素と、空き家の要素というのは非常に重なるところも多いものですから、できれば効率良く、市の管轄としては二つに分かれるのですが、我々がボランティアとして協力させていただいている部分としては部会を重ねて空き家と耐震を重ねて取り組んでいけたらということが議題に上がり始めています。今の意見は部会に伝えさせていただきますのでお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

よろしくお願いします。

**(会長)**

特に事務局からはよろしいでしょうか？

結局耐震が低くなってしまってやめてしまうということもあると思いますので、その辺のところ是非よろしくお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

市としても耐震のほうと連絡を取りながら連携してやりたいと思いますし、先ほどの牛久保の地区の方が連名でどうですかというご提案もありましたし、市だけよりも、市とプラス地元の方もこれだけ空き家というものに関心があるということをお所有者の方に知らせることも意味があるかなと思いますので、また協力をお願いいたします。

**(会長)**

そういうところが口コミで広がってくといいかなと思いました。

他に意見はありますか？

では私から一点。資料2のところで空き家対策セミナーの反響があったという事であったのですが、裏面の空き家の所有者以外の方の参加も多数という事があったのですが、空き家所有者以外の方ではどのような方がいらっしまったのかわかればお願いします。だいたい結構です。

**(事務局：建築課専門員)**

所有者以外の方では、所有者の配偶者、兄弟姉妹、親、子、という方がお見えになりました。

**(会長)**

活用したいとか、そういう方とかはいらっしまったか？

**(事務局：建築課専門員)**

今後のセミナーで活用に関する事を聞きたい、という方がおられました。

**(会長)**

わかりました。他にはいかがでしょうか。また(5)で意見交換もありますので、もしありましたらそこでも結構です。

議題(1)については以上といたします。

## **(2) 空家等対策事業の進捗状況について**

**(会長)**

それでは、議事を進めます。

議題(2)空家等対策事業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

それでは、議題(2)空家等対策事業の進捗状況についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

昨年度の第2回協議会における報告では、平成30年12月までのまとめとなっ

ておりましたが、今回は今年の1月から6月末までの案件を追加したものとなっております。今年の1月から6月の間には24件の相談等があり、平成29年4月からの合計件数は165件となりました。解決件数につきましては、今年に入ってから案件は未解決ですが、前回報告時から平成29年度中の案件につきましては4件、平成30年度中の案件につきましては6件の解決があり、合計72件となりました。解決率としましては、43.6%となっております。

1枚おめくりいただきますと、今年1月から6月までの空き家に関する苦情処理経過を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

次に資料4をご覧ください。こちらは、6月末現在の空家バンクと老朽空家等解体費補助事業の実施状況となっております。

まず、空家バンクにつきましては、物件登録数が累計で31件となり、そのうち、17件が売却希望、14件が賃貸希望となっております。また、これらの中には、本市の都市計画課で所管しております「まちなか居住補助金」の対象となり得る物件が5件ございます。

成約件数につきましては14件となりまして、そのうち売却が5件、賃貸が9件となっております。この件数には空家バンクの利用登録を介さず、協力不動産業者との直接交渉により成約となったものも含まれております。

現在、バンクに登録している物件が16件あり、うち交渉中の物件は3件ございまして、売却が2件、賃貸が1件となっております。また、そのほかの受付中の13件の内訳は、売却希望が10件、賃貸希望が3件でございます。

裏面をご覧くださいと、解体費補助の実施状況となっております。今年度から新たに、密集市街地の空き家を対象としたメニューを追加いたしました。対象地区は牛久保防災まちづくり地区計画区域内となっており、補助金額の上限は老朽空家が30万円、倒壊危険空家が40万円で通常の補助金に比べ10万円上乗せとなっております。

本年度の当初予算額では、通常の老朽空家が15件分、倒壊危険空家が5件分、

密集市街地の老朽空家が4件分、倒壊危険空家が1件分が予算計上してあります。

申請件数は6月末現在で、老朽空家の申請件数が40件で、うち3件が密集市街地の該当区域内の物件でございます。申請件数が既に当初予算額分を超過しておりますので、12月の受付終了時までの申請見込み件数を概算し、9月補正を予算要求し、要求額どおりの内示をいただいております。

倒壊危険空家につきましては、現在は1件の申請に留まっておりますが、近々にもう1件交付申請がある見込みでございます。

議題(2)については、以上でございます。

**(会長)**

それでは、ただいま事務局から議題(2)空家等対策事業の進捗状況について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

では私から。資料(3)のところで、平成31年に入ってから相談について解決件数が0ということですが、これは何か理由があつてのことですか？

**(事務局：建築課専門員)**

特段大きな理由がある訳ではなく、苦情相談が入りますと空き家の特措法に基づいて所有者を特定し改善依頼の通知をするのですが、お返事がいただけなかったり、相続人の特定ができていなかったり、ということがありまして解決に至っていないということが主な理由です。

**(会長)**

もしかしたら、同じ方に対して何回も言っていて、その方が全然反応がないから解決率が下がっているということもありますか？

**(事務局：建築課専門員)**

そういったケースもございます。

**(会長)**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

**(井上委員)**

解体補助の件で。建築を仕事としておりますので、お客さんのところにお伺いしたときに、空き家の解体の補助のお話もだいぶ聞くようになってきてまして、みなさんに広がってきたのかなと感じます。解体補助に、空き家になって一年経っているという条件がありますが、それに関して事業が今年で二年目になったということもありまして、偶発的に空き家になったものと、意図的に空き家になっているものがあるなど感じている中で、空き家になっているという状況を公的なお金を使って助成していくということなので、今後、一年間空き家状態であるということを確認していくという予定があるか必要なかどうか、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

**(事務局：建築課専門員)**

それに関しては、事務局側でも今後検討していかねばならないところだと考えております。一年以上空き家になっていることという条件は、空き家になって一年未満では、まだ何らかに利活用できる可能性があるのではないかという考え等から一年以上ということとして行っています。空き家となって二、三ヶ月のものでも、今後本当に使わないことが分かっているものをそのまま放置しておけば管理されずに周りにご迷惑を掛けるような状態になってしまう。そういうことになってしまうのなら対象にしていきたいという考えはあるのですが、制度が始まってまだ二年目ということもあり、状況を分析しながら今後の方針を考えていきたいと思っております。

**(井上委員)**

参考事例として、高齢のお婆さんが施設に入所して一年以上施設に入られている。住民票もそこにあるし、家が空いていたんだけど、家に帰って来られることはもう無いだろうから解体をしたい。これは補助の対象になるのかならないのかという話がありました。もう少し細かい条件ができて周知できるとわかりやすいかなと。

でもこういうこともケースごとになると難しいですかね。

**(事務局：建築課専門員)**

そうですね。

**(井上委員)**

こんな意見もありましたよという参考にしてください。

**(事務局：建築課専門員)**

はい、ありがとうございます。

**(会長)**

例えば住んでいる人が亡くなって、自分は遠くに住んでいるが壊したいけどまだ一年経っていないのでまだ対象ではないということですよね。

**(井上委員)**

駄目なケースもあるし、空いているけどまだご存命で、そこには居ないというだけというケースもあります。

**(会長)**

その辺はケースを集めていって、グループ化していったりする必要があるのかなと。始まって二年目ということで短いので、今後ケースを集めていって対策をパターン化していけばいいのかなと思いました。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

**(山口喜委員)**

苦情処理の経過一覧表のところで、31年2月6日の案件のその後の経過のところ、翌々日くらいに町内会役員と訪問したとあります。これは例えば倒壊危険などがあって町内会の役員の方と訪問されたという事情なのか、他の苦情の処理について町内会の役員と訪問することが通常無いように思うのですが、これについて一緒に訪問した事情を教えていただければ。

**(事務局：建築課専門員)**

この案件は西部中学校区の中なのですが、昨年度から地域モデル事業という補助事業をやっておりまして、市と町内会さんと連携して空き家の調査をしている中で、その地区の方からこういう案件がありますという報告を受けました。通常ですと先

ほど申し上げましたとおり、市から所有者に通知を送るということでしたが、地域モデル事業の中でお話が出たので、そこで区長さんが私も一緒に現場に行きますとお申出いただきました。通常ですとお手紙になってしまうのですが、区長さんは所有者さんをご存知ということで連絡を取っていただいて、区長さんと役員さんと私とで訪問いたしました。

**(山口喜委員)**

思うのが、苦情の対象となった物件の地元の区長さんが行かなくても、区長の名前を使って連名で手紙を出すということをされると、受取った所有者の方が市の名前だけより地元の区長の名前が入っている手紙が届くと非常に心に重くなるというか、すぐに対策を取らなければいけないなという気になると思います。区長の名前を連名で出せないのかなと思ひまして。

**(事務局：建築課専門員)**

その地域モデル事業というのを昨年度に三地区でやらせていただいて、その中でも山口委員のお話のように、市役所からの手紙だとそっぽを向かれてしまう可能性があるのですが、地元の区長さんと連名にすれば、地域で見られている、ご迷惑をかけているという実感を持っていただけるのではないかというご意見をいただきました。今後、他の地区でもそういった対象物が地区内でありましたら、例えば町内会長さんにご了承いただいた上でやっていけたらと思っております。

ただ、それをどのような形で願ひするのか、単発か市として事業をしておりますので区長さん願ひしますという全体的に推し進めていくのかというのはまだこれから考えていきたいところです。

**(山口喜委員)**

モデル事業の地区だけではないということですね。区長さんが集まる会が市の中にあるのではないですか？

**(事務局：建築課主幹)**

連区長会というのがあります。市から町内会さん等に願ひするときは、そこに

諮ってお願いするという段取りでやっておりますので、担当課とそういったところ  
でご協力を要請することができるかどうかを含めて検討させていただきたいと思  
います。貴重なご意見ありがとうございます。

(会長)

顔が見える方から言われた方が効果的という事だと思います。区長さんだけでは  
なく、地元のPTAの方とかいろいろあると思いますので、所有者に届くような工  
夫があるかなと思います。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

それでは、質疑ももうないようですので、議題(2)については以上といたしま  
す。

### (3) 空家等の適切な管理に関する条例案について

(会長)

続きまして、議題(3) 空家等の適切な管理に関する条例素案について事務局か  
ら説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題(3) 空家等の適切な管理に関する条例素案についてご説明させ  
ていただきます。資料5をご覧ください。

この条例の主な内容は、特定空家等につきまして、人の生命、身体又は財産に重  
大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められる場合に、その状況を回避  
するため、市において最小限度の措置、いわゆる緊急安全措置が実施できるように  
するものです。来年の3月議会に上程し、次年度4月1日からの施行を目指してお  
ります。

措置の対象は、特定空家等としておりますが、特定空家等に認定されていない物  
件について措置が必要な状態となった場合には、即時認定も可能とする運用を考え

ております。特定空家等につきましては、前回の協議会において認定基準案をお示しした段階でございますので、今回の条例の運用に関する事項も含め、今後、更に検討・調整していく予定でございます。

今回お示した素案は、他市の条例をベースに仕立てたものでありますが、条例化にあたり、どのような項目を載せるべきかを示したものが2枚目の資料でございます。こちらをご覧くださいとお解かりいただけたと思いますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で規定されていない項目を条例で補完する形となっております。

今後、行政課の文書法規係に条文等をチェックしていただき、条例案として完成させていく予定でございます。

資料の裏面をご覧くださいと、制定に向けた今後のスケジュール案が載っております。まず、今回の素案の作成にあたり、先月の16日に顧問弁護士に訪問して内容についての助言をいただきました。

そして、この素案を今月7日に開催しました庁内連絡会議、本日の協議会でお示しし、その後内容等を精査した上で11月に予定しております第2回庁内連絡会議及び第2回協議会で最終案を提示させていただき、ご意見をいただきます。その後、12月議会の産業建設委員会での所管事務調査、12月中旬から1月中旬にかけてのパブリックコメントを経て3月議会での上程を予定しております。

なお、今回の条例化の背景としまして、特措法に規定している措置の内容は、助言指導、勧告、命令、代執行と段階を踏んで行うこととされており、最終的に代執行まで至るには相当な期間を要し、緊急に措置しなければならない事案に対応できません。しかしながら、台風などにより建築部材が飛散する危険性があるため何らかの対処をして欲しいという市民からの相談は度々あり、過去には、必要な最小限度の措置を実施した例もありました。本来、個人の財産に手を加えることにつきましては、財産権の侵害を問われる可能性もあります。

そこで、条例に規定することで必要最小限度の措置が行えるようにしたいという

のが、今回の条例化の背景でございます。

議題（３）につきましては、以上でございます。

**（会長）**

それでは、ただいま事務局から議題（３）空家等の適切な管理に関する条例素案について説明がありましたが、委員の皆さんの専門や経験からも、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

**（馬淵委員）**

今のご説明ですと、特措法に従って処理をしていくにあたり、時間を要することから、緊急安全措置を定めるためにこの条例をとということでありました。まずご説明のところで気になったのは、緊急安全措置を定めた第４条の下に、第５条の「公表」という規定が定められています。こちらは特措法第１４条第３項による命令を受けた所有者が正当な理由無く命令に従わないときという定めがされている。緊急安全措置の為のものを定める条例で、更に公表を付け加えた理由と、法第１４条第３項の規定に反したときというのは分かるのですが法第１４条第３項自体も、正当な理由がなくて勧告に係る措置を取らなかった場合に、更に猶予期限を定めて勧告に係る措置を取ること命ずることができる、かなり時間が経った後にこの第３項が行われるようなかたちになると思うのですが、その時期に公表するという事にした理由とかがあれば教えてください。

**（事務局：建築課主幹）**

公表の件についてですが、特措法では公表とは書いてありません。それをなぜここで公表するかというと、市からの勧告に従っていただかないと氏名を公表するという事で、それが措置をしないことに対する抑止力になるという期待をして公表するという条文を入れております。

**（馬淵委員）**

第５条の公表の規定はあくまで抑止力のためで、特措法に定められていない部分を補完するものという考えでよろしいでしょうか？

(事務局：建築課主幹)

はい。

(馬淵委員)

わかりました。緊急安全措置について、先ほど特定空家の認定で、身体又は財産に重大な損害を及ぼすような緊急・切迫した危険が認められるときという要件があって相当厳しいハードルを条例でも設けられているのですが、必ずしも特定空家でなくても、市ができるかということという疑問があるので条例としたと思うのですが、特定空家等ということで限定させている趣旨というのは、そもそも特措法があるからわざわざ特定空家に限定されたという趣旨なのか、特定空家でなければ出来ないというふうに定められた趣旨があれば教えて頂きたい。

(事務局：建築課主幹)

行政代執行、略式代執行ができるのが特措法でも特定空家と認定されたものを対象としておりますので、緊急安全措置についても、同じ流れでないとおかしいのではないかとということで、特定空家を緊急安全措置の対象とするという考え方です。あくまでも特措法の流れに従ってということで特定空家を対象とした緊急安全措置ということで考えております。認定していないものをやる必要が出てきたときには、即時あるいはその場で認定して協議会には事後になります。報告をさせていただくように考えております。

(馬淵委員)

そうすると、相当な急迫な状況が迫っているときに、特定空家に認定されていないからといって何かをしないという趣旨ではなくて、より柔軟な運用をされていくという理解でいいですか。

(事務局：建築課主幹)

そうですね。現場を確認してこれはすぐにやらなければならないということであれば、その段階で市として特定空家等に認定し措置をします。その後協議会にこの案件を特定空家と認定して措置をしたことを報告するというかたちになるかとい

う想定しております。

(馬淵委員)

趣旨がわかりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

(井上委員)

条例だけに関わらず、空き家の特措法についてもそうなのですが、先程から財産という話があり、建築士会といたしましても、新都市で外観目視とか少し携わらせていただいているのですが、その経験からその市町村さんの土地の価値ですとか、経済性に対して空き家が影響してくるのだなという事は感じております。建物や土地に価値の有無によって、壊す、壊さないということを前向きに捉える方と後ろ向きに捉える方といらっしゃいます。その二極化を条例で上手くコントロールしていくかがすごく難しいと思うのですが、その中で通報者である情報提供者と、情報を提供される側である壊さないといけないとされる側の関係性というのが非常に重要で、そこをどのように保護していくのか、どのように公開していくのか、先程抑止力という話もありましたが、一方で守ってあげないといけない部分もたくさんあるのかなと思います。条例の内容がということではないのですが、定義として情報提供をする人というのは市民等で、括弧書きで居住と滞在と通勤、若しくは通学する者と記述がありますが、まず滞在しているということの意味合いについてどの程度のイメージで滞在という言葉が使われているのか、壊したい空き家に経済性が見えて、この空き家を壊したいという意向の人がいて、たまたまそれが壊した方がよさそうな危険性がありそうな空き家で、利害関係の中での通報もできてしまうかなという、自分もつい最近そういう経験もしておりますのでケースとして起こるのかなと思います。直接的に安全性の被害を受ける方であれば、自分が危険だから壊して欲しいというならわかるのですが、外から見ている人がやれるようにしてしまうと、通報し放題のように感じます。そうすると滞在はかなり緩いかなと。その辺の

意味合いを教えてください。

**(事務局：建築課主幹)**

通常、居住でもなく通勤でもなく通学でもない方という、他の何らかの用件で滞在された方になるかと思いますが、その方等も含めて客観的に見た感じで危ないと感じていたら連絡いただくことを想定しております。通報があれば、こちらで現地確認をした状況によって、所有者の方に連絡するかどうかを判断します。あくまでも、広く情報を市民の方からいただくという意味でこの条文を載せております。

**(井上委員)**

この条例でいきますと、情報を受けて先ほど特定空家に限らずというかなり広範囲での話でしたけど、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときの認めるとはどういった判断で誰がするものなのか教えてください。

**(事務局：建築課主幹)**

そこについては、これから特定空家の認定基準等を定めてまいりますので、それと併せて基本的には同じ基準で判断していくというかたちになろうかと思います。

**(井上委員)**

幅を広げたときに特定空家にはまだなっていないけど、緊急的に危ないといったところに関して認定するということですか。

**(事務局：建築課主幹)**

その建物について、まだ特定空家に認定していないけれど、例えば台風が近づいているなど、状況を確認して危険と判断されれば特定空家と認定していくと考えております。

**(井上委員)**

認定は市の中でやるとお考えですか。

**(事務局：建築課主幹)**

時間的に余裕がないと思いますので、基準に基づいて市で認定するという運用に

なるとは思っています。

**(会長)**

ありがとうございます。他にはいかがですか？

**(上野委員)**

法律も建築のことにもそんなに詳しくないのですが、条例の中の第4条のところの市長は当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等に請求することができるかとあります。最近テレビなんかを観ていると持ち主も分からないけどどうしても壊さなくてはならないときに、費用がどこからも出なくて困っているというニュースを時々観ます。請求することができるということは、請求しないこともあると読み取れるという気がしまして。だったら、市の税金でやるのでそういうところはどうなのかなと思いました。建築士の方が言われた個人の財産権のところがあったのですが、本当は壊したいが、壊すお金が無いから壊してくれた方がラッキーなのよという高齢者の方もみえるのではないかと。自分では手も足も出ないけど、壊してくれたら空き家を持っているより資産価値も上がるし、逆に財産を与えるみたいなことが起きてしまうのではないかなと。素人なのでよくわからないので、いかがでしょうか。

**(事務局：建築課主幹)**

できる規定にしたのは、普通、請求するとなると100%となるのですが、所有者がわからないとか、特定できていない場合は誰に請求するかということがございますので、請求できるという表現で幅を持たせてあります。壊した時点では所有者不明であっても、その後所有者を特定できれば、その段階で改めて請求することはできるという運用をする予定です。壊すあるいは措置をするには緊急安全措置イコール取壊しではなく、とりあえず応急的にどこか押さえるというかたちですので、所有者が分かった段階で費用を請求するという運用を考えております。他に、法に従った行政代執行におきましても所有者が分かればその段階で費用を請求するようになります。

**(会長)**

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では私から。今の委員の皆様のお話を聞いていて、公表するという事は、誰かに通報されて公表されたということになりますので、例えばあいつが通報したから自分が公表された、とかもあり得ます。逆のケースで自分は本当は壊したいが費用の関係とかでどうしようもないのに名前が出てしまった、なんてケースもあるかもしれません。もちろんわかってらっしゃると思いますが、名前は出すこともできる、なのでその辺はケースバイケースで事情を踏まえながら運用していく必要があるかなと感じました。

**(馬淵委員)**

意見というか感じたことなのですが、特措法自体で解体した例が無いので何とも言えないと思うのですが、意見として。緊急安全措置として、必要最小限の措置を講ずるとなった時に、老朽化している家屋の状態によっては、台風が来たときに現実に解体しなければ危険な状態が防げないということもあるのではないかな。ロープを張っただけではどうにもならないとか。必要最小限の措置が大掛かりなものになることもあるのではないかなと感じました。解体まではいかないにしても、かなりのレベルのことをしてしまうという、してしまわなければいけないという危険性も孕んでいる部分があるのかなと感じました。

**(事務局：建築課主幹)**

おっしゃるとおりだと思いますので、その辺のところは状況にありそうな空き家というのをどれだけ事前に私どもが情報として把握をしておくかということが必要だとお話を伺いながら考えたところです。ありがとうございます。

**(会長)**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

**(井上委員)**

この条例を補完する規則やその他必要な事項というのが第7条にあります、ま

だこの後に何かありますか。

**(事務局：建築課主幹)**

規則とか運営要領等を作っていくという必要があると考えております。少なくとも公表とするための様式ですとか規則として設ける必要があると思っておりますので、規則等の素案の段階で皆さまにお示しをしてご意見をいただきたいと考えております。

**(会長)**

あと一点、2ページ目の条例化する項目についての一番下の委任のところも丸が付けてあるのですが、これは第何条かに相当するものか、そうではないのか。他の丸がついたものは第1条から第6条に相当するものだと思うのですが、これはどこに該当するものなのでしょうか。

**(事務局：建築課主幹)**

委任というのは、条文の第7条に関して市長が別に定めるものというのが委任という意味合いです。規則について市長が定めます、市長に任せますという意味合いです。

**(会長)**

市長にということですね。わかりました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

それでは質疑ももうないようですので、議題（3）については以上といたします。

**(4) 専門家団体との協定について**

**(会長)**

続きまして、議題（4）専門家団体との協定について事務局から説明をお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

それでは、議題（４）専門家団体との協定についてご説明させていただきます。  
資料６をご覧ください。

現在、本市における空き家等対策に関連する協定につきましては、空家等の適正な管理の推進に関する協定を豊川市シルバー人材センター様と、空家バンクの実施に関する協定を愛知県宅建協会東三河支部様とそれぞれ締結させていただいておりますが、国内はもとより県内でも空き家等に関する相談に連携対応した専門家団体との協定を締結している自治体が増加しており、本市としましても専門家団体とこのような協定を締結すべきと考えております。事務局としましては、協議会の委員を選出させていただいております各団体様とはこうした協定を締結したいと考えておりますので、各団体様におかれましてはご検討をよろしくお願いいたします。

協定書素案の内容につきましては、目的、定義、協定事項、守秘義務、有効期間、協議の６つの項目の仕立てとなっており、第３条の協定事項以外の項目につきましては、共通の内容となっております。そして、協定事項の内容についてですが、それぞれの団体ごとに適当と思われる内容を資料６の２枚目に示しております。協定書素案の第３条第１項第１号と同条第２項第１号の空欄にアンダーラインで表示してある箇所に、資料２枚目にございます、団体ごとにお示しをさせていただいた太字のアンダーラインの部分の内容を当てはめる形で作成しましたので、この内容、表現で適当かどうかのご検討をお願いしたいと思います。これは、あくまでも素案ですので、その他の項目につきましてもお気づきの点がございましたらご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題（４）につきましては、以上でございます。

**（会長）**

それでは、ただいま事務局から議題（４）専門家団体との協定について説明がりましたが、皆様のご専門、またご所属する団体でご意見などがありましたら、発言をお願いします。

**（井上委員）**

豊川市さんとの協定に関してはいいのですが、この場に各団体さんの方がみえてるので、各団体さんのご意見と状況をお聞かせ願えればと思います。協定書の中の第4条にあたる守秘義務があります。我々は団体に動く際、会で協定を結ぶので、会の中で情報を共有しなければならない。そこまではこの協定の中で認めていただけると思うのですが、その先、会員さんがどこまで会の中で知り得た情報を外に出さないという守秘義務について、会の協定の中で我々の所を調べたところ、今のところ該当するところが希薄な感じがしました。財産という話もあったので、情報を会の外に出さないようにするという事を会員さんとか、所属者さんが守秘義務を果たしていくのかというところを、各団体に考えていることがあれば教えて頂きたい。弁護士さんもみえるのでアドバイスをいただけたらと思います。

**(会長)**

つまり、誰が空き家を所有しているかということもどこまで情報共有するか。ここからは出さない、ここからは共有した方がいいということがあると思うのですがいかがでしょうか。

**(馬淵委員)**

愛知県弁護士会としては、こういう協定を豊橋市さんとも交わさせていただいている例もありまして、弁護士としては一般的に守秘義務を負いますので、協議会とかいろいろなところで話された内容について、個人を特定できるものを外に漏らすことは基本的には無いと思うのですが、協定に基づいてどのように個人ないし団体とお客さんが関わり合うのか各団体に違いはあるのかなと思います。恐らく弁護士会のような団体であれば、このような協定を結ばせていただいたときには2パターンあるのかなと。豊橋市さんとの場合ですと、豊橋市がある建物に関して相続財産管理人を先に選任してという事例の時には市から、弁護士会の東三河支部にある委員会に相談があって、各事例を全部委員で共有して話をすることがあります。その場合には委員全体がそれを知ることになります。例えば法律相談の場合には特定の方と弁護士の個人間の話になりますので全く問題ないと思います。皆様がどの

ように個人の情報に関わるかで、各士業においても守秘義務との関わりが違ってくるのかなと考えられます。弁護士会は守秘義務を負うので決して漏らさないというところがありますので、皆様において個人で知るのか団体全員で知るのかというのは、それぞれの団体で守秘義務を負うような規定になっているのか改めて確認いただくより他無いのかなと思います。

**(会長)**

団体であれば団体で共有するけれど、個人間のやり取りであったら個人間の中かで情報は閉じていないといけないでしょうし。基本的にはそうですね。

**(馬淵委員)**

はい、そうですね。

**(会長)**

それぞれ、団体によって協定内容も変わってくるので、どれくらいまで共有した方がいいのか、共有した方がより流動性が高まるかもしれないですけど、バランスが難しいところではありますね。その都度、市なり、弁護士さんと相談という事になるのでしょうかね。

**(山本委員)**

協定を結んでいる宅建協会東三河支部の話をさせていただくと、現状のことで言いますと、空家バンクに登録されたものを東三河支部の事務局に対して情報配信をし、そこから事務局である私を経由して担当業者に割り振っていくので、情報を提供した先というのは配信された中で何社かというのは絞られて管理はされております。配信した先で会社自体が仲介を見送った場合は、その情報が漏れるということはないですが、情報を提供されて仲介を受けないということで、情報としては渡したことになるのですが、それもこちらでコントロールできるので、もし漏れたとしてもどこからかと特定ができる範疇だと思います。その上で提携する場合は媒介契約になるので、守秘義務は今言われたとおりとなりますので運用上では今のところ全部が個別の案件ですので、守秘義務について困ったことはないですね。もう

少し大まかなことになったときに守秘義務について考える必要があるのかもしれませんが、今のところどの情報が何社に渡ったのかというのは全てこちらで管理できております。

**(井上委員)**

何か明文化とかはされてスタートされていますか。

**(山本委員)**

はい、明文化されております。マニュアルが引き継がれて、この案件については何社に資料を送って、どの会社が担当していると把握しておりまして、担当業者については窓口と共有しております。

**(会長)**

ありがとうございます。

例えば、シルバー人材センターではどうでしょうか。

**(伊藤委員)**

市役所とそういうことで管理について協定は結んでいないのですが、基本的には個人との契約なので、それ以外でということは無いですね。

**(会長)**

個人単位の場合はそうですね、情報がどう流れたかしっかりわかるようにしていればまずいいのかなと思いますけど、それも協定を結ぶときにもう一度確認いただければと思いました。他にはいかがでしょうか。

**(田中委員)**

司法書士会としては当然、守秘義務を負っていますから、それに関してどうということはないのですが、実際に協定を結ばさせていただくのは愛知県会で、実際の運用自体が東三河支部ということになるのですが、それで事務局からこういうふうな相談があったという情報提供を何人かに示すのか、1人を指名してその人にやっていただくのか。そうするとその段階で個人的な相談業務になるので、普通の業務の中でも守秘義務は当然発生すると思いますので、そこから情報が漏れていくとい

う心配はないと思います。ただ、市役所がどういうふうに思われてこの協定を結ぼうとしているのかわからないので。例えば宅建ならバンク、と分かった上での話ではないので。内容も大まかな中の協定案なので、実際の運用になった時にどういうふうになるのか。愛知県会の中で協定を結ぶときに、愛知県会の中の守秘義務なのか、今のところそこまでは把握していません。他の会とも協定を結んでいるので、県会の中で、また支部の中で別個に守秘義務的なことを作るのか、作らないのか把握はしていませんね。豊橋市さんとは愛知県会は協定を結んでいないので、その辺の兼ね合いもあるのかなと思います。おそらくは個人単位の扱いにはなるのかなと思いますね。団体全体で共有するというにはならない可能性が高いかなと。

(会長)

ありがとうございます。

(井上委員)

我々は、部会単位で動いているから特殊なのかなと理解しました。ありがとうございました。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。

(山口喜委員)

土地家屋調査士会です。この提案をいただきまして、部会にこういうものがありますということと、会長宛にどうでしょうかと出しております。今日時点で返事はいただけていないのですが。私どもの仕事というのは、主に境界を決めるというのがメインの業務です。所有者さんからの依頼があって、隣地の方との立会いを行う場合でも、隣地の方が行方不明だとか、所有者が昔のままで相続人がわからないとか、職権で戸籍謄本を取ったりして調べたりもします。当然それには守秘義務がありますので、第4条の項目も当然のことなのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。部会単位で動くとなるとそういったものが出てくると思

うので、

他にはいかがでしょうか。

では私から。このリストに上がっている団体以外にも今後協定を結ぶかもしれないということはありませんか。今は二団体と結んでいて今後五団体、計七団体ですが、それ以外に結ぶかも知れないと言う事があつたらお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

近隣市等、県下を参考にさせていただくと、多くてこのくらいの団体数というところが多いかと思います。場合によって必要という所があれば追加することはあろうかと思います。

**(会長)**

その場合は、その都度協議会なりに諮ってということですか？。

**(事務局：建築課主幹)**

はい、必要性を感じた団体さんと話が整えば協定を、と増やしていくことは可能です。

**(会長)**

他にはいかがでしょうか。

ないようですので、議題（４）については以上といたします。

**(５) 意見交換・その他**

**(会長)**

それでは、議題（５）の意見交換、その他ですが、事務局より追加の議題があるとのことですので、説明をお願いします。

**(事務局：建築課主幹)**

豊川市空家等対策協議会運営要領の一部改正について説明させていただきます。豊川市空家等対策協議会運営要領の一部改正について、をご覧ください。令和元年8月13日付けで本市の「豊川市審議会等見える化ガイドライン」が一部改訂され

ました。これを受けまして、豊川市空家等対策協議会運営要領の一部を改正するものです。改正内容につきましては、要領第4条中の「年齢等」を削除し、また、同条中の「空家等対策協議会」を「審議会等」に、別記様式（第4条関係）を豊川市空家等対策協議会傍聴受付票から豊川市審議会等傍聴受付票に改めるものです。受付票は、これまでの一覧表の形式から個票となります。なお、この改正は、令和元年8月24日から施行します。

**（会長）**

これについては後で委員の皆様にお諮りしますが、事務局から豊川市空家等対策協議会運営要領の一部改正について説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。

これはもともと別々だったものをひとつの様式にまとめて、更に個表にするという認識でよろしいでしょうか。

**（事務局：建築課主幹）**

様式自体は審議会のもので採用しています。今までのものは一覧表ですので個人情報が出てしまいますので、個表にすることによって個人情報が漏れない、という趣旨でございます。

**（会長）**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは、質疑ももうないので、お諮りします。豊川市空家等対策協議会運営要領の一部改正につきまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

**【一同異議なし】**

異議なしとのことですので、豊川市空家等対策協議会運営要領の一部改正につきまして、原案のとおり承認することといたします。

本日の議題については、以上ですが、空家等の対策につきまして、ご意見や情報提供等あれば、お願いします。

**(山本委員)**

空家バンクを運営していくにあたり、所有者が県外という方も増えてきて、空き家を解決しようとする、始めに問題になるのが中のゴミです。基本的には粗大ゴミを捨てるにも豊川市在住であるということが確認事項としてあります。実際にはこれ以外にもできるということですが、空き家を利活用とか売買していくにあたり、問題になるのがゴミの片付け、樹木の伐採などが出てきます。県外の人たちがゴミを捨てるときにもう少し円滑に、所有者であれば粗大ゴミを捨てられるとか、ゴミを休日持って行っても受け付けてくれるという情報を流した方が、利活用という面においても促進できるのではないかとということで、空き家対策の中でゴミ捨てに関して軽トラの貸し出しもありますよ、できますよということを一括で流していただくと特定空家の認定で壊すのが主流の中、自助努力で空き家の利活用に対して促していただけるような方策を周知していただくと利活用について幅が広がるのではないのでしょうか。何か市役所でできることがあればお願いしたいなと思います。

**(事務局：建築課主幹)**

粗大ゴミの受付自体は、センターに持って来ていただければ市内の方でなくてもそのゴミ自体が市内で出たゴミということが確認できれば受入れていただけるという条件があります。何をもち確認するかというと、例えば税金の課税証明ですとか、郵便物ですとか、豊川市内の住居で出たゴミならば受け付けてくれますので、担当課と確認してみます。それ以外につきましても粗大ゴミの受付センター自体は、年末年始以外はやっております。その他に、有料にはなりますが廃棄物の運搬・処理の許可を持っている業者にお問い合わせすれば、持ち出しや処分も可能となります。ご相談があったときにそういう業者のリスト等を用意して、有料ですがこういった業者ならば対応できますということをやりたいと考えております。そうなれば、業者の方にもご協力を求めるようになると思います。いただいたご意見を精査して少しでも処分に関して所有者の方の負担が軽減できることを検討していきたいと思

ます。

**(山本委員)**

ありがとうございます。

**(上野委員)**

貸し出しトラックについて、県外の方は多分土日には来られない、片付けられないということもあると思います。土日に関して予約が取れないという話もあります。やりたくて休みを取ったのにトラックが借りられない。そこを一連でできるようなシステムがあれば。ゴミを捨てるときに合わせて一ヶ月、二ヶ月前の平日に市役所に電話すれば市役所がトラックの予約を取ってくれるとか、ネットでできるとか、トラックをスムーズに借りられるようにしてあげれば遠方の方にとっては大変助かるのではないかと。

**(会長)**

そうですね、ゴミ捨てるのに軽トラックが無いとなかなか。

**(事務局：建築課主幹)**

軽トラックについて、清掃事業課というところで2台貸し出しをしております。ただ、先ほど上野委員が言われたとおり、土日だと一ヶ月、二ヶ月先まで予約が埋まってしまっている状況です。ゴールデンウィークなどはすぐいっぱいになってしまいますし。基本的に予約は午前・午後という分け方の貸し出しになっていますのでどうしても休みの日になかなか予約を入れるのが難しいところがあるのかなと。何らかの検討をして参りたいと思います。

**(会長)**

若しくは、民間のトラックを借りるときのトラック代の補助とか、なかなか難しいとは思いますが。

**(事務局：建築課主幹)**

他市では、空き家の中にあるゴミの処分に関して補助金を出しているところもあります。そういうところも参考にしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

今のゴミのことにに関してですが、捨てるにしてもお金がかかるなどありますが、民間では古民家など築150年とか経っている家だと、中に貴重なものがあったりするので、事前に古物商の方に入っていたりとか取り組みをされているケースもあります。そういった仕組みを取り入れている団体もあります。昭和に建った建物だとそこまでの物が出てくることは少ないかもしれないですが、我々、建築の中ではリビルディングセンターという名前で解体する中から床材を取り出したり、新たに再利用したりする建材として取り出す取り組みも全国的には細々とですが始まりつつあります。民間の取り組みも一般の方に周知していけば、多少なりともお金のかからない方法として民間サービスも利用してみるというのも多少補助の役割にもなるかなと。情報提供できればさせていただけたらなと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

私から一点。戻るのですが、資料(2)セミナーの件で、(3)感想の下から二番目に中学校区ごとに説明した文章があるのですが、豊川市の場合は区域を分けるときに小学校区ではなく中学校区が一般的なのでしょうか。豊橋の場合は小学校区で分けるケースが多いのですが、豊川市の場合は中学校区のほうがメジャーですか。

(事務局：建築課主幹)

そうですね。空家等対策計画における地区別の分析におきましても中学校区を基にまとめてありますが、どちらかという中学校区が多いと思います。いろいろな分け方や考え方もあり、町内会や町内会の集まった連区というものもあります。状況によって使い分けておりますが、小学校区や中学校区が分かり易い範囲であろうかと思っております。

(会長)

分析等するのに興味がありましたので、参考にさせていただきます。他にはいかがでしょうか。

**(井上委員)**

先ほどの協定の中でも建築士会に関しまして空き家等の耐震性・利活用・改修ということで、この場が特定空家の話し合いの場ですので、なかなか議題に上がることが難しいかもしれませんが、議題には空家等対策事業の進捗状況という所で、その他の関連事業について、前回の会議の中で資料としてあったと思うのですが、その他耐震ですとか利活用、改修等、関連部署の関連事業の進捗状況というのも是非資料としていただけると今豊川市さんがどういう状況なのか把握し易いですし、特に耐震、利活用に関しては他のところとの連携は非常に増えてくることですので、是非その辺をお願いしたいなど。

**(会長)**

是非、事務局の方でできる範囲でまとめていただければ。

**(事務局：建築課主幹)**

関係部署に対して、空き家等の対策についてそれぞれの部署ごとに関連する事業の進捗状況というのを年度ごとに情報をいただいております。それをまとめて昨年度豊川市はこういった空き家対策事業をやりましたという資料をまとめてご報告をさせていただきたいと思います。

**(井上委員)**

ありがとうございます。

**(会長)**

他にはいかがでしょうか。

それでは、長時間にわたってありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回豊川市空家等対策協議会を終了します。本日はありがとうございました。